

eラーニングによる講義が法定教育として認められるようになりました。

令和元年8月30日に警備業法施行規則が一部改正されました。
改正前までは、eラーニングによる講義は法定教育として認められておりませんでした。次の要件を満たしている場合には、法定教育として認められるようになりました。

<要件>

- イ 受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。
- ロ 受講者の受講の状況を確認できるものであること。
- ハ 受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。
- ニ 質疑応答の機会が確保されているものであること。



2022年4月4日～全警協eラーニング・・・始動!

◎すべての警備員が質の高い、均一の警備員教育を安価で受講

全警協は、警備業は**教育産業**であるとの認識のもと、日々**研究**を繰り返し、各種教材を開発するとともに、様々な講習や研修を実施してきました。これまで全警協が培ってきた**ノウハウが詰め込まれた**警備員教育を**年度単位の利用で税込3,300円(加盟員価格)**で受けることができます。(非加盟員は税込4,400円)
(※令和4年度は、4月4日から翌年3月31日となります。年度の途中で申し込んだ場合でも3月31日までの利用となります。また、翌年度も利用する場合は改めて申込みが必要となります。)

◎いつでも、どこでも受講でき、教育時間数も簡単に管理

警備業者又は警備員自身が所有している**パソコン**や**スマートフォン**(※PCビュー視聴)で受講することができますので、インターネットにつながる環境さえあれば、いつでも、どこでも警備員教育を受けることができます。また、受講した時間数はデータで管理でき、必要に応じて印刷することもできますので、**教育時間数も簡単に管理**することができます。(※Wi-Fi環境下で受講することを推奨しています。)

◎教育の質を保ちつつ、教育コストの削減と生産性の向上を両立

これまでの警備員教育は、警備員指導教育責任者等が**受講者に対面して講義を行う必要があった**(DVDを視聴させる場合も含む。)ことから、講義を行っている間は**他の業務**(事務処理や電話対応等)を行うことができませんでした。全警協eラーニングは、**受講者自身で講義動画の視聴を進めていくもの**なので、警備員指導教育責任者等は、受講者の受講状況を一定回数確認する行為(又は受講終了後にスクリーンショット画面を確認する行為)に要する時間以外の時間を他の業務に充てることができ、**警備員教育の質を保ちつつ、かつ、教育コストの削減と生産性の向上**を両立させることができます。

※ 詳しい内容は裏面をご確認ください。



一般社団法人 全国警備業協会
〒163-0032 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル32F
TEL 03-3342-5823
FAX 03-3342-6074



©AJSSA

全警協eラーニングの具体的内容

1 全警協eラーニングと「令和元年8月30日警備業法施行規則一部改正」について

法定教育にeラーニングを利用するためには…

警備員教育の詳細は警備業法施行規則第38条に定められており、eラーニングによる教育を法定教育時間に算入するためには、初回視聴時にスキップ(早送り)ができないようにしなければなりません。そのほかにも以下のイ～ニまでの条件をクリアしたものでなければなりません。全警協eラーニングは、これらの条件をクリアしたシステムであり、受講した時間数を「講義の方法」による警備員教育を行った時間数として法定教育時間に算入できるものです。

イ 受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。

ID・パスワード、生体認証等を用いた本人確認を行う必要がありますが、全警協eラーニングでは、警備員指導教育責任者を通じて、受講者にID・パスワードを発行し、受講者が本人であることを確認できるようにしています。

ロ 受講者の受講の状況を確認できるものであること。

全警協eラーニングは、警備業者が使用する施設で受講する場合でも、警備業者が使用する施設以外で受講する場合でも、受講した時間数を法定教育時間に算入することができます。

●警備業者が使用する施設の場合(例:本社、営業所、研修所、会議室等)

全警協eラーニング受講中に最低1回、目視や点呼等の方法で警備員指導教育責任者等が受講者の受講状況を確認します。

●警備業者の使用する施設以外の場合(例:警備員の自宅等)

全警協eラーニング受講中にスマートフォンやパソコンに表示される指示に従い、その画面をスクリーンショット又は撮影し、その画像を受講終了後にEメールやSNSにより所属する営業所等に送信する方法で受講者の受講状況を確認します。

ハ 受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。

全警協eラーニングでは、教材中に講義内容に関する設問を設け、受講者に当該設問に対する回答を求めています。また、教材視聴後に効果測定を行い、知識の習得状況の確認を行うこともできます。

ニ 質疑応答の機会が確保されているものであること。

警備員指導教育責任者等に対して質問できる仕組みや環境を整える必要があります。

警備員指導教育責任者等は、日常の連絡手段(電話、ファックス、Eメール、SNS等)を利用して、受講者の質問に回答できるようにしておいてください。

2 全警協eラーニングと法定教育時間数について

令和4年度は、4月4日(月)から、次のコースの提供を開始します。

具体的内容及び時間数はホームページ掲載の教育計画書及び教育実施簿をご参照ください。

1 新任教育用 10時間(1号警備)

2 新任教育用 10時間(2号警備)

資格や警備業務の経験がない方が受けるベーシックな新任教育コース

3 新任教育用 5時間(1号警備(機械資格者が機械警備業務に従事する場合))

4 新任教育用 2時間(1号警備(機械資格者が警備業務経験者であって機械警備業務に従事する場合))

5 新任教育用 5時間(1号警備(1号警備業務の経験者であって1号警備業務に従事する場合))

6 新任教育用 5時間(2号警備(2号警備業務の経験者であって2号警備業務に従事する場合))

7 新任教育用 8時間(1号警備(1号警備業務以外の警備業務の経験者であって1号警備業務に従事する場合))

8 新任教育用 8時間(2号警備(2号警備業務以外の警備業務の経験者であって2号警備業務に従事する場合))

9 現任教育用 6時間(1号警備)

10 現任教育用 6時間(2号警備)

資格や警備業務の経験がない方が受けるベーシックな現任教育コース

※ 機械資格とは、機械警備業務管理者資格のことです。

全警協eラーニングは、運用開始後も警備業者及び警備員のニーズを踏まえたコンテンツを毎年度増やしていきます。